

## 緊急事態宣言解除後の対応について

令和3年7月12日に発出された「緊急事態宣言」が9月30日をもって解除されました。当センター及び烏山、桜新町、梅丘の各発達相談室では、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、以下のとおり運営いたします。利用者、保護者及び関係機関の皆様には、引き続きご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスによる療育、来所による相談・アセスメントについては、施設ごとに感染防止対策を講じながら実施します。  
なお、来所に伴う感染をご心配な場合は、無理をなさらずお休みください。
- 保護者、区民及び外部機関を対象とする研修会などの催しにつきましては、感染防止対策を徹底し、開催いたします。また、催しの内容により、記録動画の配信などを行っておりますので、併せてご利用ください。

今後の感染状況の推移によっては、変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

令和3年10月1日

世田谷区発達障害相談・療育センター  
センター長 蚊野 秀明